

茨城地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

茨城労働局一般公示第94号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、茨城県の区域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)は、下記「茨城地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年 11 月 14 日

茨城労働局長 佐藤 悦子

記

茨城地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1)労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、茨城県の区域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2)使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、茨城県の区域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年11月28日(金)(必着)

(3) 推薦書の提出先

茨城労働局労働基準部賃金室(水戸市宮町1-8-31)

推 薦 書

令和 年 月 日

茨城労働局長 佐藤 悦子 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

茨城地方最低賃金審議会茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会の（労働者代表・使用者代表）委員の候補者として下記の者を内諾書添付の上推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職 (現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること)	略 歴

内 諾 書

茨城労働局長 佐藤 悦子 殿

令和 年 月 日

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

私は、茨城地方最低賃金審議会茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会委員に任命されましたときには、就任することを内諾します。

履 歴 書

現 住 所

氏 名

生 年 月 日 昭和 年 月 日

最 終 学 歴

年 月 日

職 歴

年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日

資 格 免 許

年	月	日
年	月	日
年	月	日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

(記載要領)

- ①「職歴」は公職を含むものであること。
- ② 欄が不足する場合は適宜追加すること。